

令和4年6月清須市議会定例会会議録

令和4年6月3日、令和4年6月清須市議会定例会は清須市役所議事堂に招集された。

1. 開会時間

午前 9時30分

2. 出席議員

1番	伊藤奈美	2番	浅妻奈々子
3番	齊藤紗綾香	4番	土本千亜紀
5番	松岡繁知	6番	山内徳彦
7番	富田雄二	8番	松川秀康
9番	大塚祥之	10番	小崎進一
11番	飛永勝次	12番	野々部 享
13番	岡山克彦	14番	林 真子
15番	加藤光則	16番	高橋哲生
17番	伊藤嘉起	18番	久野 茂
19番	浅井泰三	20番	成田義之
21番	天野武藏		

計 21名

3. 欠席議員

なし

4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は次のとおりである。

市	長	永田純夫
副市	長	葛谷賢二
教	育	長 齊藤孝法
企	画	部 長 河口直彦
総	務	部 長 岩田喜一

危機管理部 長	丹羽 久 登
市民環境部 長	石田 隆
健康福祉部長兼 企画部新型コロナウイルス ワクチン接種対策 監	加藤 久 喜
建設部 長	長谷川 久 高
会計管理者	吉田 敬
教育部 長	加藤 秀 樹
監査委員事務局 長	三輪 晃 司
企画部次長兼人事秘書課 長	石黒 直 人
総務部次長兼総務課 長	楢本 雄 介
総務部次長兼財産管理課 長	飯田 英 晴
市民環境部次長兼保険年金課 長	三輪 好 邦
市民環境部次長兼生活環境課 長	松村 和 浩
健康福祉部次長兼高齢福祉課 長	古川 伊都子
建設部 参事	猿渡 一 樹
企画政策課 長	林 智 雄
企業誘致課 長	沢田 茂
財政課 長	服部 浩 之
税務課 長	渡辺 由利子
収納課 長	辻 清 岳
危機管理課 長	舟橋 監 司
市民課 長	北神 聖 久
産業課 長	梶浦 庄 治
西枇杷島市民サービスセンター所 長	下村 辰 之
清洲市民サービスセンター所 長	石田 讓
春日市民サービスセンター所 長	日比野 鋭 治
社会福祉課 長	鈴木 許 行
子育て支援課 長	藏城 浩 司
健康推進課 長兼 新型コロナウイルス	寺社下 葉 子

ワクチン接種対策室長	
土木課長	村瀬 巧
都市計画課長	鈴木 雅貴
上下水道課長	伊藤 嘉規
新清洲駅周辺まちづくり課長	前田 敬春
会計課長	平野 嘉也
学校教育課長	吉野 厚之
生涯学習課長	浅野 英樹
学校給食センター管理事務所長	吉田 剛
監査課長	木全 信行

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議会事務局長	栗本 和宜
議会事務局次長兼議事調査課長	後藤 邦夫
議事調査課係長	鈴木 栄治

6. 会議事件は次のとおりである。

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 5 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 6 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 7 議案第 34 号 清須市税条例等の一部を改正する条例案
- 日程第 8 議案第 35 号 令和 4 年度清須市一般会計補正予算（第 2 号）案
- 日程第 9 議案第 36 号 令和 4 年度清須市一般会計補正予算（第 3 号）案
- 日程第 10 報告第 1 号 令和 3 年度清須市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 11 報告第 2 号 令和 3 年度清須市下水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第 12 報告第 3 号 専決処分した事件（損害賠償の額を定め、和解すること）の報

告について

(傍聴者 3名)

(時に午前 9時30分 開会)

議長 (野々部 享君)

おはようございます。

定刻になりましたので、令和4年6月清須市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、21名でございます。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、7番富田議員並びに8番松川議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月22日までの20日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (野々部 享君)

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月22日までの20日間と決定いたします。

日程第3、諸般の報告をいたします。

議会閉会中の動向について報告いたします。

お手元に配付してあります議員活動状況報告書のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

次に、市長から、地方自治法第243条の3第2項の規定により、尾張土地開発公社令和4年度事業計画及び予算書が、また、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和4年1月分から4月分までの現金出納の検査の結果について、それぞれ議会宛てに提出されておりますので、受理したことを報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

お諮りいたします。

これより議案の審議に入りますが、日程第4、諮問第1号から日程第12、報告第3号までを一括議題とし、市長から提案理由の説明を受けます。

その後、担当部長より内容の説明を受けますが、所管が連続している場合は、一括して内容の説明を受けます。

日程第4、諮問第1号から日程第6、諮問第3号までの3案件につきましては、人事案件でございますので、委員会付託を省略し、本日採決したいと思います。

採決の方法は、諮問案件ですので、起立ではなく簡易表決とし、採決に先立ち質疑を行うこととなります。

なお、日程第8、議案第35号につきましては委員会付託を省略し、本日、質疑、討論を受け、採決を行うことが議会運営委員会において決定しております。

日程第10、報告第1号から日程第12、報告第3号までの3案件につきましては担当部長より内容の説明を受けるものとします。

日程第7、議案第34号及び日程第9、議案第36号につきましては、本日は提案理由及び内容説明を受けるのみで散会し、質疑のある方は6月6日の正午までに発言通告書を提出していただき、6月13日の本会議において質疑を行った後、各常任委員会に審査を付託いたしたいと思います。

以上のような進め方でございますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(野々部 享君)

異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げました方法で行うことに決定いたします。

日程第4、諮問第1号から日程第12、報告第3号までを一括議題といたします。

提案理由を市長より一括して受けます。

永田市長

< 市長(永田 純夫君)登壇 >

市長(永田 純夫君)

おはようございます。

本日は、令和4年6月清須市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御多忙にもかかわらず御出席を賜り、誠にありがとうございます。

今定例会に提案いたします案件は、御配付いたしました市長提出議案等のとおり、人権擁護委員の諮問3件、一部改正条例案1件、一般会計補正予算案2件、令和3年度繰越計算書などの報告が3件でございます。

諮問3件及び議案第35号 令和4年度清須市一般会計補正予算（第2号）案につきましては、本日御審議と御議決を賜りたいと存じます。

それでは、各案件について、順次、提案理由を御説明申し上げます。

諮問第1号から第3号まで、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつきましては、引き続き、江口玲子氏に人権擁護委員として御活躍いただくとともに、新たに野呂千賀子氏及び平手ゆり子氏を人権擁護委員として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。それぞれの方の経歴は御配付いたしました諮問案の裏面に記載をいたしました。

議案第34号 清須市税条例等の一部を改正する条例案につきましては、地方税法の一部改正に伴い、個人市民税の住宅借入金等特別控除の特例期間の延長等を行うための一部改正について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第35号 令和4年度清須市一般会計補正予算（第2号）案につきましては、国のコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策の決定に伴い、コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援として、低所得の子育て世帯に対して子育て世帯生活支援特別給付金をプッシュ型で給付するほか、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、令和4年度課税情報を活用したプッシュ型給付の事務を行うため所要の補正を行うことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

補正額は8千395万1千円を追加し、予算の総額は290億5千875万6千円となります。

議案第36号 令和4年度清須市一般会計補正予算（第3号）案につきましては、国の補助制度を活用し、小中学校において感染症対策及びICTを活用した授業環境の高度化を図るための物品購入等を行うほか、がん患者の治療による心理的・経済的負担の軽減を図るため、医療用ウィッグ及び乳房補整具の購入に係る費用を補助するなど所要の補正を行うことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

補正額は1千827万7千円を追加し、予算の総額は290億7千703万3千円となります。

報告第1号 令和3年度清須市一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、社会保障・税番号制度システム事業をはじめ16事業の繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第

146条第2項の規定により、議会に報告をするものでございます。

繰越額は、14億2千636万4千760円でございます。

報告第2号 令和3年度清須市下水道事業会計予算繰越計算書につきましては、汚水管渠整備事業をはじめ4事業の建設改良費の繰越計算書について、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に報告をするものでございます。

繰越額は、7億8千77万5千円でございます。

報告第3号 専決処分した事件（損害賠償の額を定め、和解すること）の報告についてにつきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

詳細につきましては担当者から説明をさせますので、十分に御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（野々部 享君）

日程第4、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて質疑を受けます。

質疑のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」の声あり ）

議長（野々部 享君）

質疑はございませんので、質疑を終了し、採決を行います。

日程第4、諮問第1号についてお諮りいたします。

人権擁護委員に江口玲子氏を適任とすることに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議長（野々部 享君）

異議なしと認め、江口玲子氏を適任とすることに決定いたしました。

日程第5、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて質疑を受けます。

質疑のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」の声あり ）

議長（野々部 享君）

質疑はございませんので、質疑を終了し、採決を行います。

日程第5、諮問第2号についてお諮りいたします。

人権擁護委員に野呂千賀子氏を適任とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (野々部 享君)

異議なしと認め、野呂千賀子氏を適任とすることに決定いたしました。

日程第6、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて質疑を受けます。

質疑のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 (野々部 享君)

質疑はございませんので、質疑を終了し、採決を行います。

日程第6、諮問第3号についてお諮りいたします。

人権擁護委員に平手ゆり子氏を適任とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (野々部 享君)

異議なしと認め、平手ゆり子氏を適任とすることに決定いたしました。

日程第7、議案第34号 清須市税条例の一部を改正する条例案、日程第8、議案第35号 令和4年度清須市一般会計補正予算(第2号)案及び日程第9、議案第36号 令和4年度清須市一般会計補正予算(第3号)案の3案件について、総務部長より内容の説明を求めます。

岩田総務部長。

< 総務部長(岩田 喜一君)登壇 >

総務部長(岩田 喜一君)

総務部長、岩田です。

議案第34号、議案第35号及び議案第36号を続けて御説明します。

それでは、令和4年6月清須市議会定例会市長提出議案等の9ページを御覧ください。

議案第34号

清須市税条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年6月3日提出

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い、個人市民税の住宅借入金等特別控除の特例期間の延長等を行う必要があるからです。

1枚はねていただきまして、左側の10ページを御覧ください。黄緑色の表紙の参考資料①市長提出議案等説明資料の2ページの表も併せて御覧いただくと幸いです。

清須市税条例等の一部を改正する条例案

清須市税条例等の一部を改正する条例

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布、令和5年1月1日、令和6年1月1日及び同年4月1日に施行されることに伴い、一部改正をするものです。

第1条は、清須市税条例の一部改正です。

清須市税条例の一部を次のように改正する。第18条の4をはじめ第73条の2、第73条の3の改正は、DV被害者等に関する住所の記載に係る規定の整備です。

DV被害者等に係る住所に替わる事項を記載した納税証明書等の公布、または固定資産課税台帳の閲覧に係る証明書等関係手数料を徴収するよう改正するものです。

その下の第33条をはじめ第34条の9、附則第16条の3、附則第20条の2、附則第20条の3の改正は、個人市民税の上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直しです。所得税と個人市民税において異なる課税方式が選択可能であった現行制度を見直し、課税方式を一致させなければならなくなるよう改正するものです。

右側11ページ、下から2段目の附則第7条の3の2と附則第27条の改正は、個人市民税の住宅借入金等特別控除に係る特例期間の延長です。入居期間を令和7年12月末まで4年間延長するための改正です。ほかにも法改正に伴う項ずれと文言の整理を行いました。

1枚はねていただきまして、左側12ページを御覧ください。

中ほど下の第2条の改正は、令和3年6月に公布した税条例の一部を改正する条例（令和3年条例第18号の第36条の3の3）を一部改正するものです。

清須市税条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

改正内容は、公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載する扶養親族に関する文言の整理をするものです。

その下、附則です。

第1条は施行期日です。この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、次の各項に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1号は、個人市民税の上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直しについての施行期日です。令和6年1月1日から施行します。

右側13ページを御覧いただきまして、第2号は、DV被害者等に関する住所の記載に係る規定の施行期日です。令和6年4月1日から施行します。

その下、附則第2条は、市民税に関する経過措置の規定です。

下段の附則第3条は、清須市手数料条例の一部改正です。清須市手数料条例の一部を次のように改正する。改正内容は、本則の第1条で改正をするDV被害者等に係る住所に替わる事項を記載した納税証明書等の公布または固定資産税課税台帳の閲覧に係る手数料について、ほかの証明書等の関係手数料と同額の1件200円を徴収するよう改正するものです。

議案第34号の説明は以上です。

続いて、議案第35号について御説明します。

別冊の令和4年度一般会計補正予算書及び説明書の1ページを御覧ください。

議案第35号

令和4年度清須市一般会計補正予算（第2号）

令和4年度清須市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8千395万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ290億5千875万6千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月3日提出

清須市長 永田純夫

1枚はねていただきまして、2ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正です。

まず、歳入です。

第15款国庫支出金、補正額8千395万1千円の増額、2項国庫補助金です。

右側の3ページを御覧ください。

歳出です。

3款民生費、補正額8千395万1千円の増額、1項社会福祉費と2項児童福祉費です。

1枚はねていただきますと、右側の色紙から補正予算（第2号）に関する説明書になります。

あと3枚はねていただきまして、8ページ、9ページを御覧ください。

まず、歳入です。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、補正額8千395万1千円の増額、1節社会福祉費補助金と2節児童福祉費補助金です。

説明欄を御覧いただきまして、1節社会福祉費補助金は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費補助金の新規計上568万円です。この後、歳出で説明をする住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務費に充当する特定財源10分の10です。

2節児童福祉費補助金は、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業の新規計上7千827万1千円です。この後、歳出で説明をする子育て世帯生活支援特別給付金給付費に充当する特定財源10分の10です。

1枚はねていただきまして、10ページ、11ページを御覧ください。

歳出です。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額568万円の増額、11節役務費と12節委託料です。

説明欄を御覧いただきまして、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務費の新規計上です。家計急変により、受給資格があるにもかかわらず申請がないことにより受給できていない世帯に対して、令和4年度課税情報を活用したプッシュ型通知を行うものです。プッシュ型通知の対象となる世帯は、まず、令和4年度の住民税が非課税であり、かつ令和3年度が課税であったため給付対象となっていなかった世帯1千200世帯と令和4年度の住民税が非課税であり、令和3年1月2日以降に清須市に転入してきているため、令和3年度の課税状況が不明である世帯300世帯の計1千500世帯を見込んでいます。6月下旬にプッシュ型で確認書を発送します。その他、申請型の家計急変世帯に対しましては、ホームページ等により周知を行い、9月末まで申請を受け付けます。

なお、本補正予算（第2号）案では、事務費のみの予算措置となっておりますが、給付費等については令和3年度からの繰越明許による予算内で対応できる見込みであるため、本補正予算（第

2号)案による予算措置は行いません。

第2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額7千827万1千円の増額、3節職員手当等から18節負担金、補助及び交付金までです。

説明欄を御覧いただきまして、子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費及び給付費の新規計上です。コロナ禍において、物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援として、低所得の子育て世帯に対して児童1人当たり5万円の子育て世帯生活支援特別給付金を給付するものです。

給付対象者は、まず、低所得の一人親世帯、児童扶養手当受給者等とその他低所得の子育て世帯、令和4年度分の住民税均等割非課税の子育て世帯等です。

対象児童は、令和4年3月31日の基準日時時点で18歳未満の児童、障害児の場合は20歳未満と令和4年4月1日以降、令和5年2月までに生まれる新生児も対象となります。

令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている者と令和4年4月分の児童手当、または特別児童扶養手当の支給を受けている者で、令和4年度の住民税均等割が非課税であるものは申請不要で、6月30日付の給付を予定しています。

申請が必要となる世帯は、一人親世帯で、公的年金等を受けていることにより、児童扶養手当の支給を受けていない者で、児童扶養手当に係る所得制限額を下回る者、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象者となる水準に下がった者、その他世帯で対象児童の養育者であって、令和4年度の住民税均等割が非課税である者、または令和4年度の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者となり、ホームページ等により周知を行い、申請を受け付けます。審査後、順次給付を行う予定です。

本補正予算(第2号)案につきましては、本日御審議いただき可決いただけましたら速やかに事務を進め、国の示す期日までにそれぞれ給付を始める予定です。

議案第35号の説明は以上です。

続いて、議案第36号について御説明します。

数枚はねていただきまして、17ページを御覧ください。

議案第36号

令和4年度清須市一般会計補正予算(第3号)

令和4年度清須市の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千827万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を

歳入歳出それぞれ 290 億 7 千 7 0 3 万 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 6 月 3 日提出

清須市長 永田純夫

1 枚はねていただきまして、18 ページを御覧ください。

第 1 表 歳入歳出予算補正です。

まず、歳入です。

15 款国庫支出金、補正額 881 万 9 千円の増額、2 項国庫補助金です。学校保健特別対策事業費補助金と公立学校情報機器整備費補助金の新規計上です。

16 款県支出金、補正額 25 万円の増額、2 項県補助金です。がん患者アピアランスケア支援事業費補助金の新規計上です。

18 款寄附金、補正額 100 万円の増額、1 項寄附金です。清洲城整備に対する指定寄附の新規計上です。

19 款繰入金、補正額 820 万 8 千円の増額、2 項基金繰入金です。本補正で不足する財源として、財政調整基金を繰り入れるものです。

右側の 19 ページを御覧ください。

歳出です。

2 款総務費、補正額 106 万円の増額、1 項総務管理費です。清洲城整備事業基金費 100 万円の増額と都市計画施設基金費 6 万円の増額です。

4 款衛生費、補正額 50 万 3 千円の増額、1 項保健衛生費です。がん患者アピアランスケア用品購入費補助金の新規計上です。

10 款教育費、補正額 1 千 6 7 1 万 4 千円の増額、2 項小学校費と 3 項中学校費です。小中学校管理費は、学校保健特別対策事業 1 千 2 8 0 万円の増額です。小中学校教育振興費は、学校の ICT を活用した授業環境高度化推進事業 3 9 1 万 4 千円の増額です。

議案第 36 号の説明は以上です。

以上で、議案第 34 号、議案第 35 号及び議案第 36 号の説明を終わります。

議長（野々部 享君）

日程第 7、議案第 35 号 令和 4 年度清須市一般会計補正予算（第 2 号）案は、本日採決する

ことが決定しております。

これより、質疑、討論を受けますが、議員の質疑及び当局の答弁は挙手をし、議長の許可を得てから、自席で議席番号と名前、役職名を述べてからそれぞれ行ってください。

また、討論につきましては挙手をし、議長の許可を受けた後、発言席でお願いいたします。

日程第7、議案第35号について質疑のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 (野々部 享君)

質疑はありませんので、これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 (野々部 享君)

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 (野々部 享君)

(「なし」の声あり)

これで、討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第35号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長 (野々部 享君)

起立全員でございます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第10、報告第1号 令和3年度清須市一般会計繰越明許費繰越計算書について及び日程第12、報告第3号 専決処分した事件(損害賠償の額を定め、和解すること)の報告についての2案件について、総務部長より報告を求めます。

岩田総務部長。

< 総務部長(岩田 喜一君)登壇 >

総務部長(岩田 喜一君)

総務部長、岩田です。

報告第1号及び報告第3号について御説明します。

令和4年6月清須市議会定例会市長提出議案等の15ページを御覧ください。

報告第1号

令和3年度清須市一般会計繰越明許費繰越計算書について

翌年度令和4年度に繰り越した令和3年度清須市一般会計補正予算（第8号）第2表の繰越明許費、令和3年度清須市一般会計補正予算（第9号）第2表の繰越明許費、令和3年度清須市一般会計補正予算（第10号）第2表の繰越明許費、令和3年度清須市一般会計補正予算（第11号）第2表の繰越明許費及び令和3年度清須市一般会計補正予算（第12号）第2表の繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告する。

令和4年6月3日提出

清須市長 永田純夫

1枚はねていただきまして、16ページ、17ページを右に90度傾けて御覧ください。

令和3年度清須市一般会計繰越明許費繰越計算書

全部で16事業です。

2款総務費、1項総務管理費、社会保障・税番号制度システム事業は、転出転入の手續のワンストップ化対応事業で繰越額294万8千円、財源は国庫補助金です。

3款民生費、1項社会福祉費、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務事業は、繰越額1千108万7千550円、同給付事業は繰越額3億116万円、財源は、事務事業・給付事業ともに国庫支出金です。

2項児童福祉費、子育て世帯への臨時特別給付金給付事務事業は繰越額26万6千円、同給付事業は繰越額8千970万円、財源は、事務事業・給付事業ともに国庫支出金と一般財源です。

民間保育所保育士等処遇改善事務事業は、繰越額37万7千190円、同補助金は繰越額1千58万4千600円、財源は、事務事業・補助金ともに国庫支出金です。

4款衛生費、1項保健衛生費、新型コロナウイルス予防接種事務事業は、繰越額8千459万9千794円、同接種事業は繰越額9千881万3千92円、財源は事務事業・接種事業ともに国庫支出金です。

6款農林水産業費、1項農業費、農業委員会運営事業は情報収集等事務効率化支援事業で、繰越額6万2千円、財源は県支出金です。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、道路維持補修事業は、県に委託して実施をしています名古屋祖父江線の雨水管整備工事で、繰越額 5 千 5 5 0 万円、財源は地方債と一般財源です。

アンダーパス冠水対策事業は、大手橋アンダー路面冠水標示板取替工事で、繰越額 2 千 4 6 4 万円、財源は一般財源です。

4 項都市計画費、土地区画整理事業費補助金は、清洲駅前土地区画整理施工区域内の埋設物移設などで繰越額 6 千 4 0 5 万円、財源は国庫支出金、地方債、一般財源です。

土地区画整理事業は、清洲駅北土地区画整理施工区域内の地権者との交渉に伴うもので、繰越額 4 億 7 9 3 万 6 千 6 6 9 円で、財源は既収入特定財源、これは都市計画施設基金です。あと、国庫支出金、地方債と一般財源です。

西市場廻間線等整備事業は繰越額 1 億 9 千 6 1 0 万 1 千円、財源は、国庫支出金、地方債、一般財源です。

下本町丸之内線等整備事業は繰越額 7 千 8 5 3 万 8 千 8 6 5 円、財源は、国庫支出金、地方債、一般財源です。

一番下の合計欄を御覧ください。全 1 6 事業の合計額です。繰越明許費予算額は 1 5 億 8 千 7 9 0 万円、翌年度繰越額は 1 4 億 2 千 6 3 6 万 4 千 7 6 0 円、既収入特定財源は 1 億 1 3 0 万 9 千円、未収入特定財源は国庫支出金 7 億 7 千 7 8 0 万 8 千 2 2 6 円、県支出金 6 万 2 千円、地方債 3 億 2 千 7 0 0 万円の計 1 1 億 4 8 7 万 2 2 6 円、一般財源は 2 億 2 千 1 8 万 5 千 5 3 4 円です。

報告第 1 号の説明は以上です。

次に、報告第 3 号について御説明します。

2 枚はねていただきまして、2 1 ページを御覧ください。

報告第 3 号

専決処分した事件（損害賠償の額を定め、和解すること）の報告について

地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により、専決処分した事件について、同条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 4 年 6 月 3 日提出

清須市長 永田純夫

1 枚はねていただきまして、2 2 ページを右に 9 0 度傾けて御覧ください。

損害賠償の額を定め、和解することについて

上段N o. 1 の右から2つ目の欄、事件概要を御覧ください。

清須市春日小松生60番地13地先の道路において、清須市消防団春日分団の消防団員が消防自動車による年末夜間警備を実施していたところ、当該消防自動車を相手方の住宅のブロック塀に接触させ、相手方に物的損害を与えたものです。

専決処分年月日は令和4年2月24日、発生年月日は令和3年12月28日です。

相手方の住所及び氏名は記載のとおりです。

損害賠償の額は11万2千963円で、保険で対応をしております。

次に、下段のN o. 2、右から2つ目の欄、事件概要を御覧ください。

稲沢市下津町西下町71番地地先の道路の交差点において、市職員が公用車を当該交差点に進入させたところ、右側から進入してきた相手方の自動車と出会い頭に衝突し、相手方にも物的損害が生じたものです。

専決処分年月日は令和4年3月31日、発生年月日は令和4年2月14日です。

相手方の住所及び氏名は、記載のとおりです。

損害賠償の額は30万1千円で、保険で対応をしております。

報告第3号の説明は以上です。

以上で、報告第1号及び報告第3号の説明を終わります。

議 長（野々部 享君）

日程第11、報告第2号 令和3年度清須市下水道事業会計予算繰越計算書について、建設部長より報告を求めます。

長谷川建設部長。

< 建設部長（長谷川 久高君）登壇 >

建設部長（長谷川 久高君）

建設部長、長谷川です。

報告第2号について説明いたします。

市長提出議案等の19ページをお願いいたします。

緑色の説明資料7ページも併せて御覧ください。

報告第2号

令和3年度清須市下水道事業会計予算繰越計算書について

翌年度に繰り越した令和3年度清須市下水道事業会計予算について、地方公営企業法第26条

第3項の規定により議会に報告する。

令和4年6月3日提出

清須市長 永田純夫

1枚はねていただきまして、20ページをお願いいたします。

令和3年度清須市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額、全部で4事業です。

1款資本的支出、1項建設改良費、污水管渠整備事業は、管渠整備、管渠管理業務及び補償工事で、翌年度繰越額5億2千828万9千円、財源内訳は、企業債、国庫補助金、損益勘定留保資金等です。

土田排水区雨水管渠整備事業は、翌年度繰越額1億999万4千円、財源内訳は、企業債、国庫補助金、損益勘定留保資金等です。

水場川右岸排水区雨水管渠整備事業は、翌年度繰越額1億3千578万2千円、財源内訳は、企業債、国庫補助金、損益勘定留保資金等です。

その他雨水ポンプ場整備事業は堀江ポンプ場水位計取替工事で、翌年度繰越額671万円、財源は、損益勘定留保資金等です。

一番下の合計欄を御覧ください。予算計上額の合計は7億8千77万5千円、翌年度繰越額は同額の7億8千77万5千円、財源内訳は、企業債4億1千100万円、国庫補助金2億4千126万円、損益勘定留保資金等1億2千851万5千円です。

報告第2号の説明は以上です。

議長（野々部 享君）

これで、報告第1号から報告第3号までの報告を終わります。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして本日は散会といたします。

早朝より大変御苦勞さまでございました。

（ 時に午前10時13分 散会 ）